

現行のセーフティネット(2001年3月末まで)

経団連意見書における

新しいセーフティネットの概要(2001年4月以降)

保険金支払方式

破綻金融機関の預金者等に対する保険金の支払い(元本1000万円まで)
預金等債権の買取り
付保対象預金のうち1000万円を超える元本と利息について
概算払率による買取り

預金等債権の特別買取り 《2001年3月末まで》[1]
付保対象預金全額について買取り

存続

保険金支払いの迅速化のための条件整備

廃止

一般資金援助方式

破綻金融機関と合併を行う救済金融機関に対する保険金支払に要すると
見込まれる費用(ペイオフコスト)内での資金援助
合併等の斡旋

特別資金援助 《2001年3月末まで》[1]
預金等債権の全額保護のためのペイオフコストを超えた資金援助

存続

P&A方式も可能とする制度の見直し
破綻処理の事前準備
司法手続外における営業の一部譲渡を
可能とする措置の創設
預金等債権の買取り制度の拡充

廃止

[1]に関する財源措置(交付国債7兆円、政府保証10兆円)

金融整理管財人による管理 《最長2003年3月末まで》

預金保険機構による破綻金融機関の管理

存続

P&A方式の導入に伴う制度の見直し

承継銀行(ブリッジバンク) 《最長2004年3月末まで》[2]

破綻金融機関の継承先が見つからない場合等についてはブリッジバンク
を設立
ブリッジバンクの損失については補填

存続

迅速性の確保のための制度の見直し

地域の中核的な金融機関が破綻した場合の例外措置

地域の中核的な金融機関の破綻については
特別公的管理に準じた公的な管理制度を創設

特別公的管理 《最長2001年3月末まで》[2]

システミックリスクがある場合等については特別公的管理
特別公的管理銀行の損失については補填

存続

整理回収機構による破綻金融機関の承継

《2001年3月末まで》[2]

整理回収機構による破綻金融機関の承継・不良資産の買取り
整理回収機構の損失については補填

廃止

承継先に対する誘因の付与

救済金融機関等の2次ロスについて
ロスシェアリングルールの導入

[2]に関する財源措置(政府保証18兆円)

資本増強 《新規引受2001年3月末まで》[3]

整理回収機構による金融機関等の株式等の引受け
整理回収機構の損失については補填

廃止

[3]に関する財源措置(政府保証25兆円)

更生特例法

預金保険機構による預金者等の代理

存続